

登録業者各位

物品調達における電子入札後の辞退の取扱いについて

入札者からの申出により特に必要と判断される場合に限り、入札書の提出後であっても開札執行までの間は入札の辞退ができる取扱いとしますので、登録業者各位におかれましては、内容を十分確認のうえ、遺漏なきようご注意ください。

記

1 辞退を認める場合

- (1) 錯誤により入札書を提出したとき。
- (2) その他入札参加者からの申出により、やむを得ないと判断したとき。

2 辞退手続について

(1) 提出方法

入札辞退届（電子入札用）に必要事項を記入し、使用印を押印のうえ、契約課へ提出する。開札執行時間までにFAX送信後、開札後の原本の提出でも可能とする。

※様式は、契約課ホームページの「物品調達」のページからダウンロードすること。

(2) 辞退届受付期限

入札書提出後、開札執行日時までの間

4 その他注意事項

- (1) 入札者は、入札辞退届を提出することにより開札執行前に限り入札を辞退できるものとするが、いかなる場合でも開札執行後の入札の撤回等はできないので注意すること。
- (2) 指名競争入札で落札決定後、正当な理由なく契約を辞退する場合は入札の秩序を乱す行為として指名停止措置の対象となるので、十分注意すること。
- (3) 入札書提出後に辞退となった者は電子入札システム及び入札執行調書に表示しない。

【問い合わせ先】

倉敷市総務局総務部契約課
物品担当
TEL 086 (426) 3171